

平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震工事の実施を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震化工事の実施を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.66、文部科学省が示す基準0.67を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校の主要建物について、速やかな耐震化工事の実施を求める。

3 その他

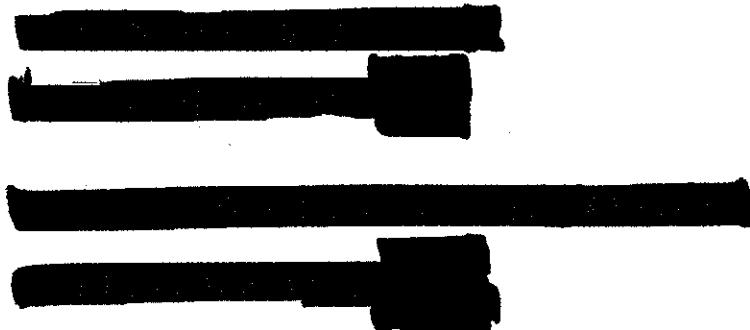
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな建て替えを求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな建て替えの実施を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.66、文部科学省が示す基準0.67を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校の主要建物について、速やかな建て替えの実施を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s 値）が 0.3 を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める請願書

### 1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s 値）が 0.3 を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める。

### 2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準 0.06、文部科学省が示す基準 0.07 を著しく下回っている。しかも、0.3 未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s 値）が 0.3 を下回る部分への立ち入りを禁止することを求める。

### 3 その他

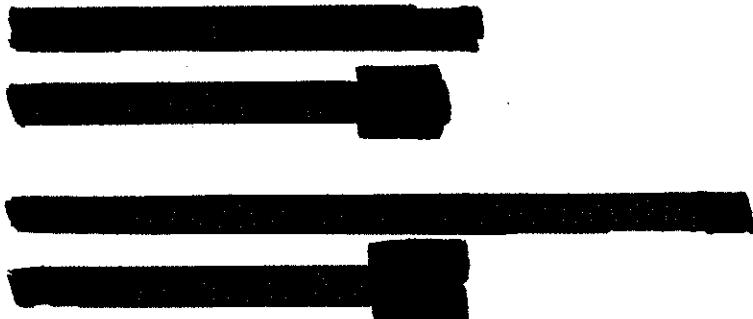
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.06、文部科学省が示す基準0.07を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

教育長は、生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項に該当する状態に対し、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じてこなかった。また、指針では危険性の高い施設から補強又は改築を行うものとされているにもかかわらず、他校における進捗状況と比較しても、同校の耐震化を放置してきたという差別は明らかである。

よって、同校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める請願書

### 1 要旨

県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の構造耐震指標（Is 値）等の客観的指標を用いて、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある旨など、耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める。

### 2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.06、文部科学省が示す基準0.07を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の構造耐震指標（Is 値）等の客観的指標を用いて、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い旨など、耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める。

### 3 その他

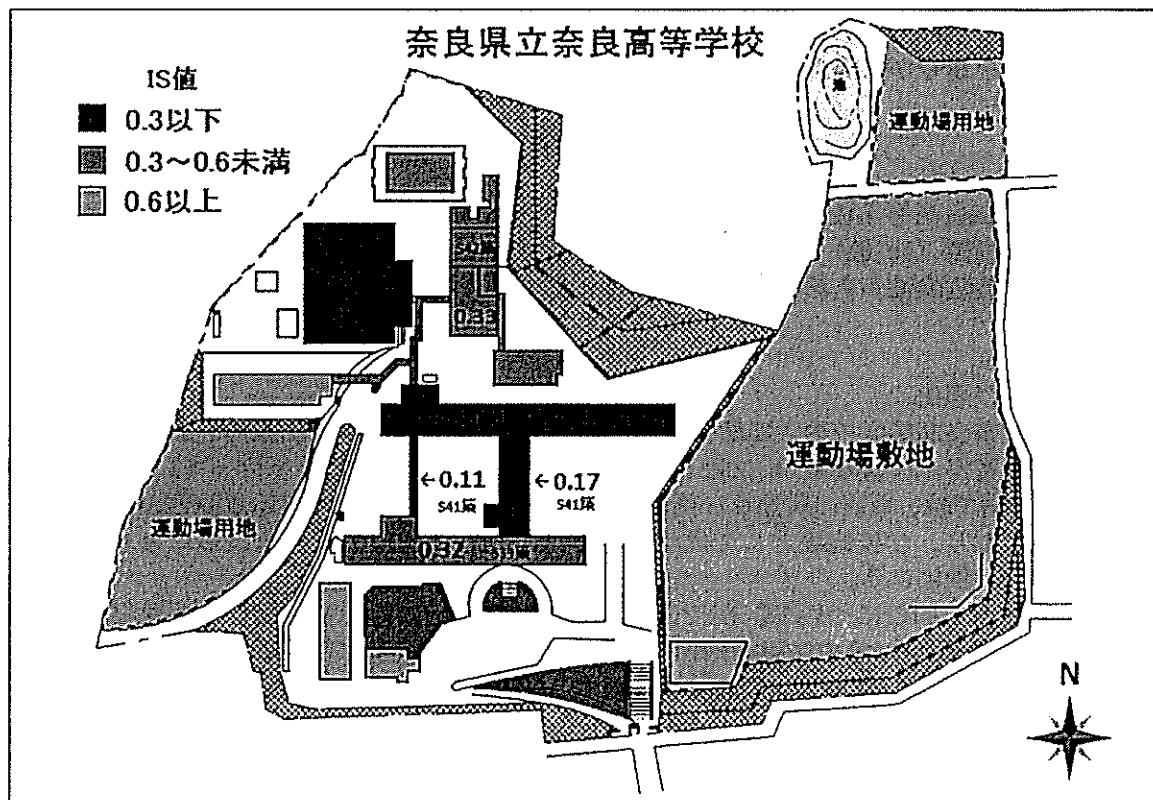
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。



別 紙

奈良県立奈良高等学校建物別 I s 値

建物名	I s 値
管理特別教室棟（南棟）	0. 3 2
管理教室棟	0. 1 7
普通特別教室棟（北棟東側）	0. 1 7
普通特別教室棟（北棟西側）	0. 2 8
校舎棟の一部（渡り廊下）	0. 1 1
格技場	0. 3 3
屋内運動場（体育館）	0. 0 5



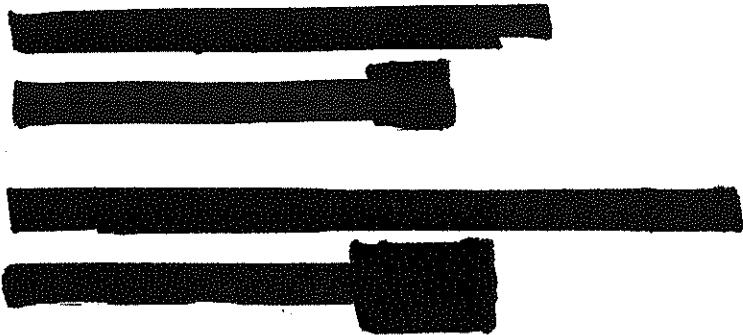
I s 値（平成 7 年建設省告示第 2089 号及び文部科学省が定める耐震性能基準による整理）

Is 値 < 0.3	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.3 < Is 値 < 0.7	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
0.7 < Is 値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

奈良市議会により提出された「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」に対する対応内容に関する説明を求める請願書

### 1 要旨

奈良市議会により提出された「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」に対する対応内容に関する説明を求める。

### 2 趣旨及び理由

平成30年6月28日に奈良市議会において「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」が全会一致により可決され、県教育長に対しても送付された。

しかしながら、県教育委員会は議案の取り下げのための手続など必要な措置を講じないばかりか、同市議会に何らの説明を行うことなく、県議会において議決に至ることを傍観するに等しい対応であった。また、再編の対象となる学校の在校生やその保護者、卒業生などの関係者のほか、受験生に対しても未だ十分な説明が行われている状況はない。

よって、奈良市議会により提出された「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」に対する対応内容に関する説明を求める。

### 3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

新高等学校学習指導要領と「県立高等学校適正化実施計画」により国際バカロレアの認定を目指す学校の新設との整合性がとれていることの根拠及びその審議過程の説明を求める  
請願書

### 1 要旨

新高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と「県立高等学校適正化実施計画」により国際バカロレアの認定を目指す学校の新設との整合性がとれていることの根拠及びその審議過程の説明を求める。

### 2 趣旨及び理由

県立高等学校適正化実施計画では、国際バカロレアの認定を目指す学校の新設が予定されているが、新高等学校学習指導要領における内容との整合性について十分に調査し、又は検討されたことを確認することのできる内容は、行政文書からは一切見当たらない。この点について、教育委員会においていつどのようにして審議されたのかが不明であり、十分に審議されることなく、県立高等学校適正化実施計画が策定されたとすれば、その過程は不適切であると言わざるを得ない。

よって、新高等学校学習指導要領と県立高等学校適正化実施計画により国際バカロレアの認定を目指す学校の新設との整合性がとれていることの具体的な根拠並びにその審議された日時、詳細な事項及びその過程の説明を求める。

### 3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

奈良県議会における教育長による「新しい学校を造らなければ今後奈良県にとって30年は遅れる」との答弁の具体的な意味及びその根拠の説明を求める請願書

### 1 要旨

平成30年3月16日、奈良県議会予算審査特別委員会において、教育長は「新しい学校を今、造らなければ今後奈良県にとって30年は遅れる。国際バカロレアを目指す国際的な学校がそれぞれの府県で出来つつある。必要性を検討する。」などと答弁したが、その具体的な意味及びその根拠の説明を求める。

### 2 趣旨及び理由

国際バカロレアの認定を目指す学校を新設するとされているが、上記委員会後の教育委員会事務局の説明によれば、そのうち同認定を目指すのは20～30人程度の1学級のみであり、その他の学級はそれにより確保することのできた人材等を活用するに過ぎない。国際バカロレアの認定の基準は高く、奈良県における高等学校に進学する人数を考えると、極めて一部の者に限られる可能性が高い。

その一部の目的のための影響によって3校が事実上の閉校とされているが、その見直しを求める声も多く、その声を犠牲にしてまで強行する必要性及び合理性はない。

国際バカロレアの認定を受けた5校の国公立高等学校において行われている教員配置、履修プログラム、その他の事項についても、調査研究された根拠も示されない。

これらの説明では「新しい学校を造らなければ今後奈良県にとって30年は遅れる」などという答弁は意味不明であり、再編計画の最も重要なその根拠の説明が行われていないと言わざるを得ない。

よって、奈良県議会における教育長による「新しい学校を造らなければ今後奈良県にとって30年は遅れる」との答弁の具体的な意味及びその根拠の説明を求める。

### 3 その他

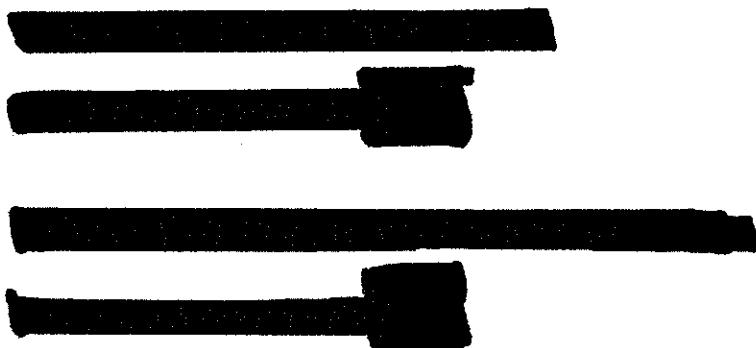
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

奈良県議会における教育長による「再編の中で、良い評価が得られる、活力のある学校は基本的に維持する」との答弁の具体的な意味及びその根拠の説明を求める請願書

### 1 要旨

平成30年3月16日、奈良県議会予算審査特別委員会において、教育長は「再編の中で、良い評価が得られる、活力のある学校は基本的に維持する」などと答弁したが、その具体的な意味及びその根拠の説明を求める。

### 2 趣旨及び理由

県立高等学校の再編を検討するに際して各学校に対する評価を行う旨の答弁であったと思料するが、計画では良い評価とされる学校が事実上の閉校とされ、答弁内容と異なる結果が示されている。

評価行為を行うためにはその基準が設けられていることが必要であることは言うまでもなく、その基準さえも存在しないというのでは、行政が説明責任を果たすことはできない。政務調査によれば、上記評価を行ったことの形跡が見当たらず、どのような事実関係をどのような基準に適用して評価されたのかという重要な部分を示す資料が存在していない。まして、4月以降に開催された県立高等学校の再編に関する教育委員会の議事録からは、その内容が審議された部分は見当たらない。

よって、評価行為の有無を明らかにし、その評価基準を示した上で、奈良県議会における教育長による「再編の中で、良い評価が得られる、活力のある学校は基本的に維持する」との答弁の具体的な意味及びその根拠の説明を求める。

### 3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

奈良県議会における教育長による「今後、色々な意見を聞きながら慎重に高等学校再編を進めたい」という旨の答弁に示されるところの意見聴取の内容の説明を求める請願書

### 1 要旨

平成30年3月16日、奈良県議会予算審査特別委員会において、教育長は「今後3箇月の間に色々な意見を聞きながら慎重に進めたい」などと答弁したが、それに示されるところの意見聴取の内容の説明を求める。

### 2 趣旨及び理由

県立高等学校の再編計画の策定には多くの民意に留意することが必要だが、平成30年4月以降に開催された教育委員会では意見聴取された記録がなく、県議会における虚偽の答弁の疑いも発生している。

文部科学省が説明する教育委員会制度の概要では、その意義として「政治的中立性の確保」、「継続性、安定性の確保」、「地域住民の意向の反映」が明記される。また、その特性として、「首長からの独立性」、「合議制」、「住民による意思決定（レイマンコントロール）」が義務付けられる。

教育行政において形骸化した教育委員会制度を改正する意味で地教行法の改正も行われており、教育委員会による県民等に対する意見聴取は責務であり、それを十分に行っていないことは職務の放棄ないし怠慢と言わざるを得ない。

よって、教育長が答弁した内容の事務執行を確認することは当然に必要であり、教育委員会としてどのような意見聴取を行い、どのような内容の意見があったのかについて説明を求める。

### 3 その他

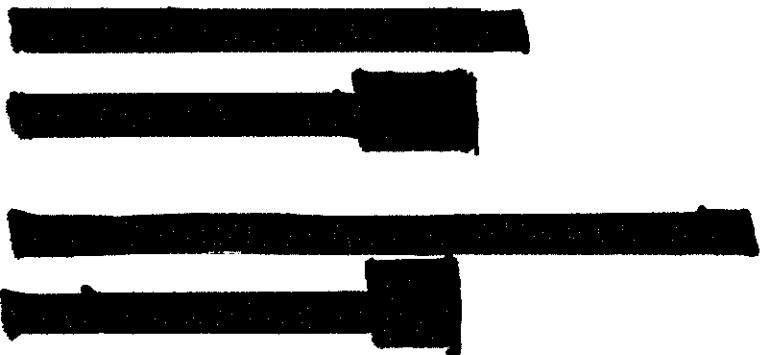
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

第1回「奈良県立高等学校の配置と規模の適正化検討委員会」の議事メモにおいて当初から県立奈良高等学校が除かれている理由とその根拠を求める請願書

### 1 要旨

平成30年4月28日に開催された奈良県立高等学校の配置と規模の適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）では、県立奈良高等学校が検討対象から除かれているが、その理由と根拠を求める。

### 2 趣旨及び理由

行政による計画の策定には、公平性、公正性及び平等性が求められる。そして、検討委員会は、具体的な再編計画の策定を目的とし、具体的な検討は会議の中で行われるものであり、第1回検討委員会の議事メモからは一部の高等学校が特定されている。

しかし、検討委員会では県立奈良高等学校が当初から除かれており、それ以前に行われていた「奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会」では「方向性について」の検討であり、具体的な学校の再編は決定されていない。

これらの過程は県民に対し大きな疑惑を生んでいるものであり、開示された資料からも明らかではない。教育委員会はその説明責任を果たす義務があり、さらに、教育委員はそれらを確認する義務を有し、恣意的な検討手法について是正を求めるべきことが要請される。

よって、第1回「奈良県立高等学校の配置と規模の適正化検討委員会」の議事メモにおいて当初から県立奈良高等学校が除かれている理由とその根拠を求める。

### 3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

教育委員会会議規則の規定等を順守されてない理由の説明を求める請願書

1 要旨

教育委員会会議規則の規定等を順守されてない理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

教育委員会会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される法定の会議であり、議事運営については、同法に定めるもののほか、同法第16条の規定により委任を受けた教育委員会会議規則により定められる。また、地方自治法第2条第16項及び第17項には、法令等を順守すべきこと及び違反した行為は無効であることが規定されている。

しかしながら、教育委員会の議事録によれば、法規に違反する手続が散見される。

教育委員会としては、法定された行為に関して説明責任を負うことは当然である。

よって、教育委員会会議規則の規定等を順守されてない理由の説明を求める。

3 その他

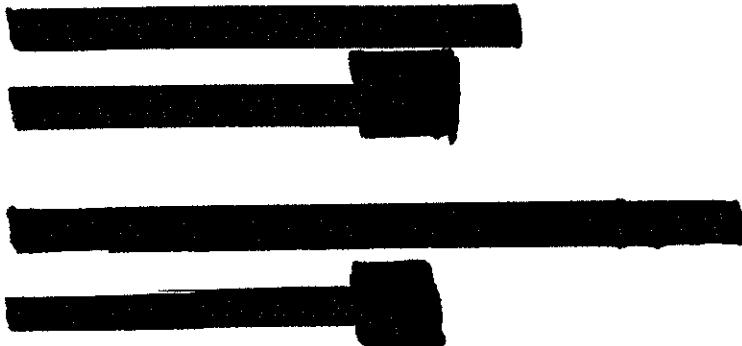
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

教育委員会会議規則の規定と議事録の内容との整合性を調査し、その結果の公表を求める  
請願書

1 要旨

教育委員会会議規則の規定と議事録の内容との整合性を調査し、その結果の公表を求める。

2 趣旨及び理由

平成30年4月から5月までにかけて開催された教育委員会の議事録によれば、奈良県教育委員会会議規則の規定との整合性が取れていない。合議体としての教育委員会の議決は法規により規定されている事項であることから、それに違反した手続には重大かつ明白な瑕疵があるというべきであり、無効である。

会議規則を順守すべきことは当然であり、その会議の議長を務める教育長の責任は重大である。

「県立高等学校適正化実施計画」は県民の重大な関心事であり、次世代を担う若者たち各個の人生を左右するものである。それらが法規に違反した手続により決定されていることは、決して放置すべきではない。

よって、教育委員会会議規則の規定と議事録の内容との整合性を調査し、その結果の公表を求める。

3 その他

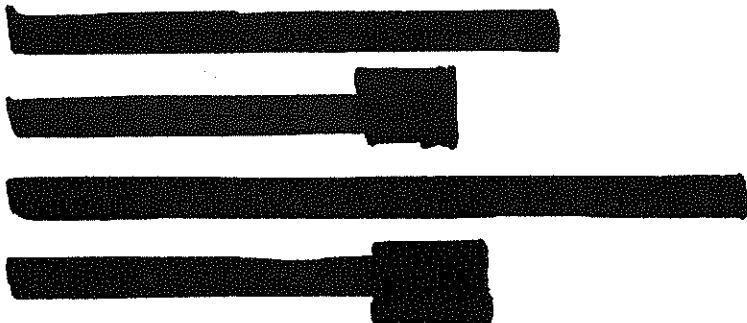
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校など、事実上閉校することとされている高等学校について、教育長自身による保護者及び関係者への説明会の実施求める請願書

1 要旨

平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校など、事実上閉校することとされている高等学校について、教育長自身による保護者及び関係者への説明会の実施求める。

2 趣旨及び理由

「県立高等学校適正化実施計画」について、教育長は説明に努めると発言しながら、未だに関係者に対する説明すら行っていない。関係者からの苦情によれば、なぜ教育長は説明責任を果たすことなく逃げてばかりなのかなどという内容が多い。現状の説明状況を放置することは、<sup>教育</sup>津各責任の放棄であり、関係者からは速やかに教育長自身による説明会の実施が求められている。当然ながら現在の計画には疑問が尽きず、多くの質問が予想されるが、全て責任を持って回答しなければならず、教育行政事務執行者トップとしての矜持を持ち、その責務を果たさなければならない。

民主主義における施策の実現には時間を要するものであり、その現実を無視して行政都合に陥っては県民の不信を招来し、関係者の思いを傷つけるものである。

「県立高等学校適正化実施計画」に関連して教育委員会への不信感が日々増す中、未だに教育長からの説明は行われていない。教育行政における改革は斬新的な進め方が求められるものであることは法理としても明らかにされているところであるが、教育委員会の行っている過程は県民からは真逆の行為に映っている。密室での意思決定に固執するのではなく、多大な疑義を素直に受け止め、それに対する誠意ある行動は地方自治の目指すべきところである。日々進歩してきた地方自治制度を歪曲することは許されない。

よって、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校など、事実上閉校することとされている高等学校について、教育長自身による保護者及び関係者への説明会の実施を求める。

3 その他

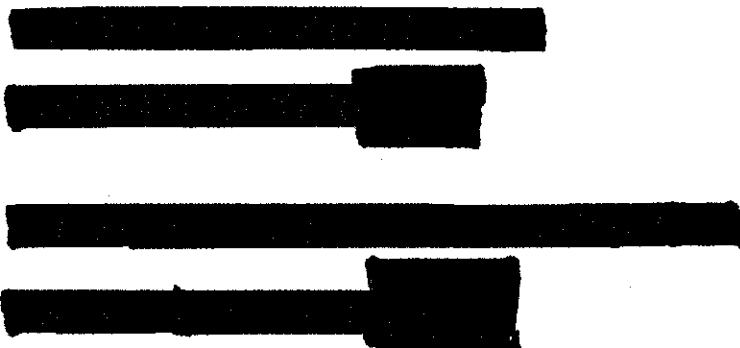
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立高等学校適正化実施計画」に関する適正な意見聴取の措置及びその対応内容の公表を求める請願書

1 要旨

「県立高等学校適正化実施計画」に関する適正な意見聴取の措置及びその対応内容の公表を求める。

2 趣旨及び理由

「県立高等学校実施計画」の決定過程においては、広く県民からの意見が聴取されているとは言い難い。先に実施された学校名を伏せた段階でのパブリックコメントでは、具体性に欠け、同計画に関するパブリックコメントが実施されたものとは認められない。

教育関連法規では、民意の反映は基幹を成すものであり、その重要部分を敢えて避けようとする手続は、民主的統制の排除的行為と言わざるを得ない。民主的合意形成の手續を敢えて放棄した教育長の責任は重大で、その手法を容認したとすれば各委員についても同様である。

パブリックコメントの趣旨は、行政機関が行政計画等を策定しようとする際に、広く一般から意見を募り、それを考慮することによって、行政運営の公正性の確保、透明性の向上を図ることにある。行政は事務の執行者に過ぎず、計画の策定に当たっては民意の反映は欠くことのできないものであって、地方自治においては、住民参加は重要な要素であり、もってその地域の発展を図るべきことが基本である。教育行政の説明責任は当然のことであり、現代の地方自治において、行政の独自の都合により施策を進めることは到底許されるものではない。

「県立高等学校適正化実施計画」は、直接の住民参加の手続が行われたものとは認められず、多くの県民や関係者などから教育委員会の強硬な手法に異議が噴出している。

議員に寄せられている意見では、教育委員会にメールで問合せしても返事もなく、電話で問い合わせても即答できないなどという対応が繰り返されていると言い、その



殆どが教育委員会に対する苦情の内容である。

よって、一般からの問合せのあるものについて速やかに回答する対応に改めるとともに、これまでに受け付けた全ての問合せ内容及びそれに対する対応状況と回答内容を公表することなどを含め、速やかに「県立高等学校適正化実施計画」に関する適正な意見聴取の措置及びその対応内容の公表を求める。

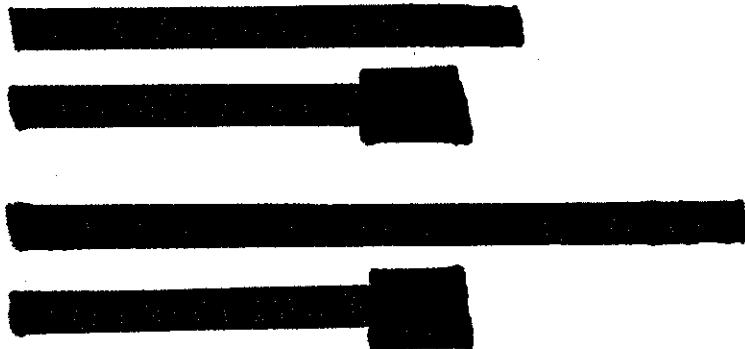
### 3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。

平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立高等学校適正化実施計画」の是非を問う住民投票の実施を求める請願書

1 要旨

「県立高等学校適正化実施計画」の是非を問う住民投票の実施を求める。

2 趣旨及び理由

「県立高等学校適正化実施計画」に対しては、その内容に対して反対意見が相次ぎ、その策定過程について多くの疑義がある。

県立高等学校の在り方については、将来の奈良県における公教育に重大な影響を与えるものであり、広く県民的な議論が求められる。

よって、「県立高等学校適正化実施計画」の是非を問う住民投票の実施を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

